

第85期 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和元年6月19日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）

場所

福井市中央1丁目4番8号
ユアーズホテルフクイ4階 芙蓉の間

※昨年までと会場が異なっておりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員退職慰労金廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



「CHALLENGE & CHANGE」をキーワードに、 市場をけん引し続ける100年企業を目指して。

企業理念

- ・化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する。
- ・企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する。

1 会社の経営の基本方針

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する」「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化してまいります。

2 中長期的な会社の経営戦略

新たな中長期ビジョン

- ・「新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する。」
- ・「一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す。」

のもと、平成29年度にスタートした中期経営計画

「Vision 2019 CHALLENGE & CHANGE 目指せ100年企業！」が今年度、最終年度を迎えており、最後の総仕上げに向けて全社員一丸となって取り組んでまいります。

中長期ビジョン

- ・新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する。
- ・一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す。

1 成長分野への積極展開

成長分野へ経営資源を積極的に配分する。
快適な社会の実現に向けて新規に拘った技術開発・商品開発を行う。

2 生産性向上による利益の創造

全社合理化運動を実施する。
ビジネスモデルの変革を推進する。

3 挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

一人一人の成長と企業の成長が一体となるために、
人材育成制度を革新し、全社員の総戦力化を実現する。

(注) 中期経営計画の状況についてはP25をご覧ください。▶▶

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第85期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

第84期よりスタートした第5次中期経営計画「Vision 2019 CHALLENGE & CHANGE 目指せ100年企業」は今年度、最終年度を迎えております。

計画に掲げた基本方針に則り、「挑戦」を新たな「強み」とし、全社一丸となり成長し続けるとともに、新しい時代「令和」の幕開けとして、100年企業の土台を築き上げるスタートの年としたいと思っております。

将来を見据えた計画の着実な実行により、株主の皆さまのご期待にお応えできる企業へと成長を果たす所存でありますので、今後とも一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **八木誠一郎**

目次

■ 招集ご通知	4	(添付書類)	
■ 株主総会参考書類	6	■ 事業報告	18
		■ 連結計算書類	51
		■ 計算書類	53
		■ 監査報告書	55

株主各位

福井市三十八社町33字66番地
フクビ化学工業株式会社
代表取締役社長 八木 誠一郎

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月18日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和元年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）

2. 場 所 福井市中央1丁目4番8号

ユアーズホテルフクイ4階 芙蓉の間

※昨年までと会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項 **報告事項**

- 第85期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第85期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員退職慰労金廃止に伴う打切り支給の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- インターネットによる開示について
 1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。上記のホームページ掲載事項は、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.fukuvi.co.jp/>

議案および参考事項

■ 第1号議案 剰余金の処分の件

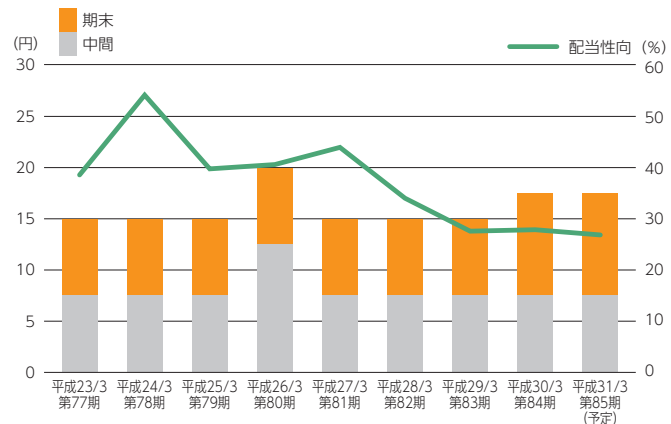
当社は、長期展望に立ち、将来の事業展開に備え内部留保を充実させるとともに、安定配当の継続を基本方針としております。

この方針に基づき、第85期の期末配当につきましては、業績や今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおり増配することといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき
金10円00銭
総額 206,155,470円
既に1株あたり7円50銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株あたり17円50銭となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和元年6月20日

ご参考 配当金と配当性向の推移



※第80期の中間配当金の内訳は、普通配当7円50銭、記念配当5円00銭となります。

※第84期の期末配当金の内訳は、普通配当7円50銭、特別配当2円50銭となります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役10名のうち、岩淵 滋氏、越部 実氏、豊嶋 雅子氏の3名が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (平成30年度)
1	いわぶち 岩淵 しげる 滋	取締役	再任 社外 独立	6年 5回/5回 (100%)
2	いさやま 諫山 しげる 滋	取締役	新任 社外 独立	— —
3	てしま 豊嶋 まさこ 雅子	取締役執行役員	再任	4年 5回/5回 (100%)

候補者番号

1

 取締役在任年数
(本総会最終時)
6年

 取締役会出席状況
(平成30年度)
5回/5回
(100%)

 いわぶち
岩淵

 しげる
滋

(昭和27年1月31日生 満67歳)

再任

社外

独立

候補者の有する当社株式：1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年 4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社

平成15年10月 三井化学株式会社執行役員 ポリエチレン事業部長

平成17年 4月 同社執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成19年 4月 同社常務執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成19年 6月 同社常務執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成21年 6月 同社専務執行役員待遇嘱託
株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成22年 4月 同社専務執行役員

平成22年 6月 同社専務取締役

平成24年 4月 同社取締役

平成24年 6月 同社常勤監査役

平成25年 6月 同社取締役（現任）

平成28年 6月 三井化学株式会社参与
群栄化学工業株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

群栄化学工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由

岩淵滋氏は、長年にわたり三井化学株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただきます。また、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

社外取締役に関する特記事項

- 岩淵滋氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
- 岩淵滋氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって6年であります。
- 当社は定款に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、岩淵滋氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

取締役在任年数
(本總會終結時)

—

取締役会出席状況
(平成30年度)

—



いさやま
諫山

しげる
滋

(昭和29年6月27日生 満64歳)

新任

社外

独立

候補者の有する当社株式：0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月 三井石油化学株式会社（現三井化学株式会社）入社
平成19年 4月 三井化学株式会社執行役員 機能材料事業本部 電子・情報材料事業部長
平成21年 4月 同社執行役員 機能材料事業本部 企画開発部長
平成21年 6月 同社取締役 機能材料事業本部 副本部長 兼 同本部 企画開発部長
平成23年 6月 同社社長補佐 米州総代表 兼 Mitsui Chemicals America, Inc. 社長

平成25年 4月 同社常務執行役員
平成25年 6月 同社取締役 常務執行役員
平成28年 4月 同社代表取締役 専務執行役員
平成30年 4月 同社取締役
平成30年 6月 同社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

三井化学株式会社 常勤監査役
(公財)有機合成化学協会 会長

社外取締役候補者の選任理由

諫山滋氏は、長年にわたり三井化学株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただきます。また、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

諫山滋氏は、三井化学株式会社の常勤監査役であります。当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。なお、同社は当社に9.71%の出資を行っております。

社外取締役に関する特記事項

- 諫山滋氏は、社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出する予定であります。
- 当社は定款に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、諫山滋氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。

候補者番号

3

取締役在任年数
(本総会終結時)
4年

取締役会出席状況
(平成30年度)
5回/5回
(100%)



てしま
豊嶋

まさこ
雅子

(昭和32年7月16日生 満61歳)

再任

候補者の有する当社株式：7,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	当社入社	平成26年 4月	当社品質保証本部長 兼 マネジメントシステム部長
平成10年 4月	当社新素材研究所 主席開発員	平成27年 6月	当社取締役 (現任)
平成20年 4月	当社未来創造解析センター長	平成29年 6月	当社企画管理本部 副本部長
平成22年 4月	当社経営企画本部 業務改革推進室部長	平成30年 6月	当社企画管理本部 副本部長 兼 品質保証本部管掌 (現任)
平成23年 4月	当社品質保証本部 副本部長 兼 品質保証二部長		
平成25年 6月	当社執行役員 (現任)		

取締役候補者の選任理由

豊嶋雅子氏は、当社において技術開発や品質保証等に関する豊富な経験を有しており、現在は企画管理本部の副本部長として管理部門の職務遂行により経営に携わっております。これらの知見と実績を有していることを踏まえ、引き続き当社の経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

ご参考

本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなります。
 なお、現在の人数構成（取締役 10 名、うち社外取締役 3 名）に変更はありません。

氏名	当社における地位および担当	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (平成30年度)	
やぎ 八木 せいいちろう 誠一郎	代表取締役 社長執行役員	31年	5回/5回 (100%)	
うねの 采野 すすむ 進	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 開発本部管掌 兼 精密事業部管掌	5年	5回/5回 (100%)	
おおはた 大畑 ただし 忠	代表取締役 専務執行役員 生産統括本部長 兼 資材部長	14年	5回/5回 (100%)	
いわぶち 岩淵 しげる 滋	取締役	社外 独立	6年	5回/5回 (100%)
おくしま 奥島 たかやす 孝康	取締役	社外 独立	5年	4回/5回 (80%)
いさやま 諫山 しげる 滋	取締役	新任 社外 独立	—	—
おおの 大野 しげる 繁	取締役 執行役員 営業本部長	5年	5回/5回 (100%)	
かがわ 加川 じゅんいち 潤一	取締役 執行役員 生産統括本部 副本部長 兼 商品物流管理部管掌	5年	5回/5回 (100%)	
しばた 柴田 としひろ 寿裕	取締役 執行役員 企画管理本部長	3年	5回/5回 (100%)	
てしま 豊嶋 まさこ 雅子	取締役 執行役員 企画管理本部 副本部長 兼 品質保証本部管掌	4年	5回/5回 (100%)	

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 高畑 慎一郎氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



新任

かわせ しんいちろう
川瀬 慎一郎 (昭和31年7月29日生 満62歳)

候補者の有する当社株式：14,600株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和56年4月	当社入社	平成24年4月	当社執行役員 フクビハウジング株式会社 代表取締役社長
平成18年6月	当社原料生産部長	平成26年6月	当社上席執行役員 フクビハウジング株式会社 代表取締役社長
平成20年4月	当社坂井工場長	平成29年4月	当社上席執行役員 生産統括本部 資材部長
平成22年4月	当社技術開発本部 未来創造解析センター長	平成31年4月	当社参与 (現任)
平成23年4月	当社生産統括本部 生産企画室部長		

監査役候補者の選任理由

川瀬慎一郎氏は、当社において技術開発や生産サポート部門、工場企画管理部門等、幅広い職務の経験を有しています。また、坂井工場長や子会社（フクビハウジング）社長として経営にも携わり、その後資材部長として、当社グループにとって最重要となる仕入先との良好な関係を維持するとともに、諸交渉を円滑かつ力強く進めてまいりました。これまでの豊富な経験と培った様々な知識を、監査役としての職務の適切な遂行に生かせるものと判断しております。

当社との特別の利害関係

該当事項はありません。

ご参考

本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。
なお、現在の人数構成（常勤監査役 1 名および社外監査役 2 名）に変更はありません。

氏名	当社における地位	監査役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (平成30年度)	監査役会 出席状況 (平成30年度)
かわせ しんいちろう 川瀬 慎一郎	常勤監査役 新任	—	—	—
たまい みちお 玉井 三千雄	監査役 社外 独立	2年	5回/5回 (100%)	6回/6回 (100%)
やぶはら たかお 藪原 孝夫	監査役 社外 独立	2年	5回/5回 (100%)	6回/6回 (100%)

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役 高畑 慎一郎氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議（ただし取締役在任期間分については取締役会）にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名		略歴	
たかばたけ 高畑	しんいちろう 慎一郎	平成23年6月	当社取締役執行役員
		平成27年6月	当社監査役 現在に至る

第5号議案 役員退職慰労金廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金を廃止することを令和元年5月14日の取締役会にて決議いたしました。

これに伴い、第2号議案が承認可決された場合、本総会後も引き続き在任します取締役（社外取締役を除く）7名に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各取締役の退任時といたしたく、具体的金額、支給の時期、方法等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、以下のとおりであります。

氏名		略歴	
やぎ 八木	せいいちろう 誠一郎	昭和63年7月	当社取締役
		平成10年6月	当社代表取締役専務取締役
		平成14年6月	当社代表取締役社長
		平成18年6月	当社代表取締役社長執行役員（現任）
うねの 采野	すすむ 進	平成26年6月	当社取締役執行役員 社長補佐
		平成30年4月	当社代表取締役副社長執行役員 社長補佐 兼 開発本部管掌 兼 精密事業部管掌（現任）
おおはた 大畑	ただし 忠	平成17年6月	当社取締役
		平成31年4月	当社代表取締役専務執行役員 生産統括本部長 兼 資材部長（現任）
おおの 大野	しげる 繁	平成26年6月	当社取締役
		平成31年4月	当社取締役執行役員 営業本部長（現任）
かがわ 加川	じゅんいち 潤一	平成26年6月	当社取締役
		平成31年4月	当社取締役執行役員 生産統括本部 副本部長 兼 商品物流管理部管掌（現任）
しばた 柴田	としひろ 寿裕	平成28年6月	当社取締役
		平成29年6月	当社取締役執行役員 企画管理本部長（現任）
てしま 豊嶋	まさこ 雅子	平成27年6月	当社取締役
		平成30年6月	当社取締役執行役員 企画管理本部 副本部長 兼 品質保証本部管掌（現任）

■ 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から退任日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

事業報告 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の回復が続き、緩やかな回復基調を辿りました。設備投資、生産が増加し、輸出も持ち直しが見られ、企業の景況感も改善しました。また、個人消費も、雇用・所得環境の改善により底堅く推移しました。一方、資源価格の上昇、人件費の増加や、近年相次ぐ自然災害の発生、また各国間の通商問題や政治的混乱など海外情勢の不透明感の影響により、景気回復の減速が懸念されつつあり、今後も留意が必要な状況が続くものと予想されます。

住宅業界におきましては、金利水準が低位で推移し、住宅取得環境が良好であったことから、持家は前年比2.0%増と回復傾向が見られました。また、都市圏におけるマンションなど分譲住宅は10月の消費税増税前の駆け込み需要もあったと考えられ大きく伸長しました。一方、貸家については投資用アパートをめぐる建築問題や金融庁が不動産向け投資への監視を強めたことで金融機関の融資審査の厳格化が影響したと考えられ減少しました。その結果、平成30年度の新設住宅着工戸数は、戸数953千戸（前年比0.7%増）、床面積76,573千㎡（同1.0%増）となり、戸数が2年ぶりに増加し、リーマンショック後では平成25年度、平成28年度に次いで3番目に高い水準となりました。

このような環境のもと、当社グループでは第5次中期経営計画 [Vision2019 CHALLENGE&CHANGE 目指せ100年企業！]（2017年度～2019年度）の2年目として、次の3つの基本方針に則り、具体的施策を実践してまいりました。

・成長分野への積極展開

リフォームや事務所・施設向け内装関連製品、人工木材や浴室改修製品、また住設や車両向けの製品など、成長分野への経営資源の積極投入を図りました。また、フクビベトナムの新工場建設やフェノバボード事業の譲受、精密事業部の低反射樹脂パネル増産に伴う新工場建設等への投資も積極的に推し進めました。

・生産性向上による利益の創造

中計当初より組成した組織横断PJや各本部と中計委員会との連動により、今まで実現できなかった原価低減の活動に取り組みました。具体的には、業務の平準化やデジタルの活用による作業の合理化を図ったほか、工場再編による生産効率の改善を進めました。

・挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

社員自身が成長を実感できるような人材育成制度や、評価基準の明確化と目標達成に対する適正評価を目的とした、新たな昇格制度の運用をスタートさせました。

以上により、当連結会計年度の売上高は、410億10百万円と前期に比べ2.1%の増収となりました。

一方、利益面につきましては、工場再編等の生産体制の効率化を推し進めた効果が寄与し、営業利益17億66百万円（前期比29.7%増）、経常利益19億78百万円（同25.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13億46百万円（同2.4%増）となりました。

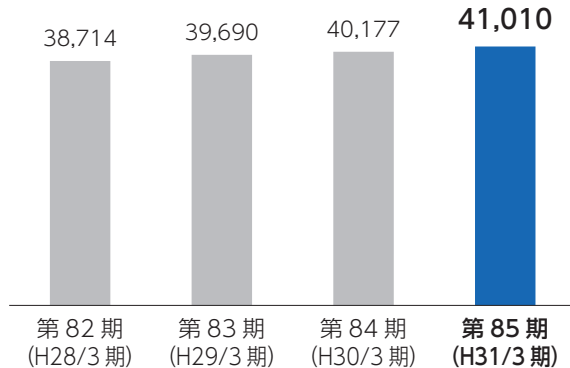
当期の業績

連結業績

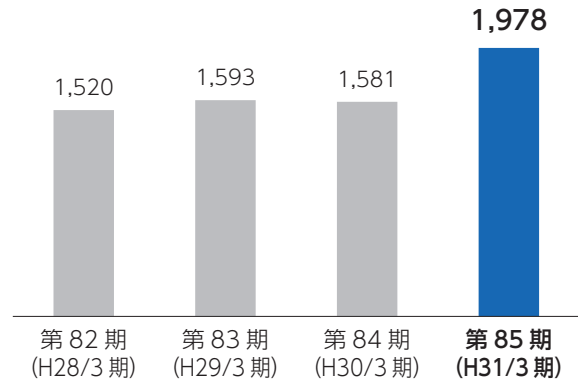
売上高	410億1千万円 前期比 2.1%増 	営業利益	17億6千6百万円 前期比 29.7%増 
経常利益	19億7千8百万円 前期比 25.1%増 	親会社株主に 帰属する 当期純利益	13億4千6百万円 前期比 2.4%増 

連結業績ハイライト

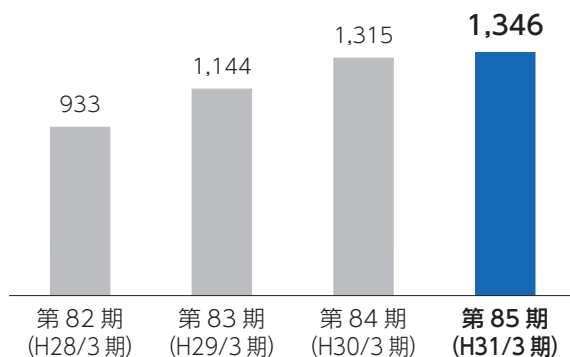
連結売上高(百万円)



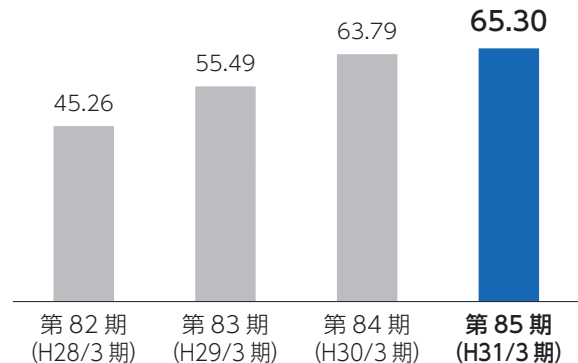
経常利益(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



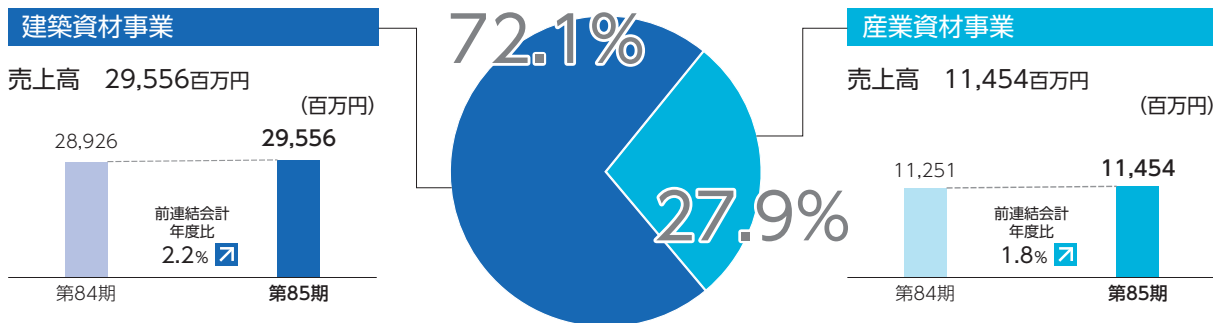
1株あたり当期純利益(円)



(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株あたり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

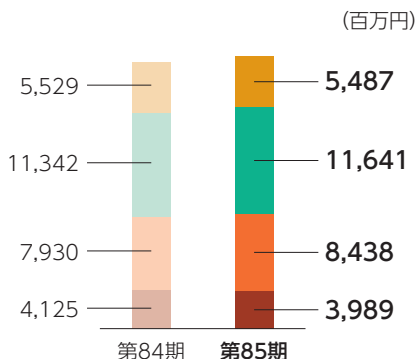
事業別の状況



建築資材事業

建築資材の内訳

- 外装建材
- 内装建材
- 床関連材
- システム建材



主力の建築資材事業の売上は、295億56百万円（前期比2.2%増）となり、売上高全体の72.1%を占めました。重点分野として、新築戸建分野とリフォーム、非住宅分野に注力いたしました。

うち外装建材は、54億87百万円（同0.7%

主な商品・製品

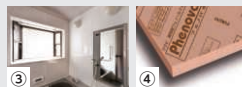
外装建材

エコランバー（樹脂製瓦葺、写真①）、外壁通気工法用防虫部材（写真②）、換気部材など



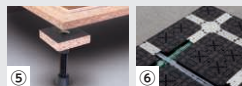
内装建材

浴室用パネル（写真③）、フェノバボード（高性能断熱材、写真④）、点検口枠、リフォームカバーなど



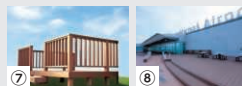
床関連材

フリーフロア（乾式遮音二重床システム部材、写真⑤）、フリーアクセスフロア（OAフロア、写真⑥）など



システム建材

プラスッド（木粉入り樹脂建材、写真⑦⑧）、空気循環式断熱システム部材など



減）でした。換気部材の売上が減少しましたが、樹脂製瓦葺・外壁通気工法用防虫部材は順調に推移しました。

内装建材は、116億41百万円（同2.6%増）でした。浴室改修製品の販売拡大に注力した結果、ホテルなど宿泊施設向けの浴室用パネ

ルは需要も旺盛で、順調に推移しました。また、当連結会計年度において積水化学工業株式会社環境・ライフラインカンパニーが保有するフェノールフォーム断熱ボード事業（フェノボード事業）を譲受したことにより、断熱材も売上の伸長に寄与しました。

床関連材は、84億38百万円（同6.4%増）でした。非住宅分野の販売を積極的に推し進めたことにより、事務所・施設向けのフリーア

クセスフロアや乾式遮音二重床システム部材が順調に受注を確保し、売上が伸長しました。

システム建材は、39億89百万円（同3.3%減）でした。技術提案型営業が奏功し、請負工事付きの木粉入り樹脂建材の受注が順調に推移しました。しかしながら、空気循環式断熱システム部材などの販売が低調に推移し、全体の売上は減少しました。

産業資材事業

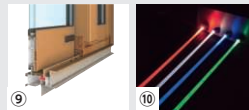
産業資材事業の売上は、114億54百万円（同1.8%増）となり、売上高全体の27.9%を占めました。

窓枠製品や住宅設備製品の販売拡大に取り組んだ結果、売上が増加しました。精密分野では、エンジニアリングセールスの強化により、車載を中心とした低反射樹脂パネルの受注を確保しております。

主な商品・製品

窓枠・車両部材

住宅設備・窓枠（写真⑨）、車両用クーラダクト、光ガイドリングバー（導光棒、写真⑩）など



精密化工品

ハーツラスAR（高透明低反射樹脂パネル、写真⑪⑫）など



事業別売上高

事業別	分類	前連結会計年度	当連結会計年度	構成比	増減	増減率
		百万円	百万円		百万円	%
建築資材	外装建材	5,529	5,487	13.4	▲41	▲0.7
	内装建材	11,342	11,641	28.4	299	2.6
	床関連材	7,930	8,438	20.6	508	6.4
	システム建材	4,125	3,989	9.7	▲136	▲3.3
	計	28,926	29,556	72.1	630	2.2
産業資材	—	11,251	11,454	27.9	203	1.8
合計	—	40,177	41,010	100.0	833	2.1

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は14億58百万円で、主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

(当社本社工場)

工場改修 21百万円

電気工事・配管・排水工事
24百万円

押出・加工工程合理化設備
1億60百万円

原料工程合理化・生産拡大設備
36百万円

金型取得 57百万円

(当社坂井工場)

工場改修 25百万円

A C・R C・瓦棧生産設備 40百万円

精密化工設備 47百万円

(当社三方工場)

床材生産設備 15百万円

(開発本部)

金型取得 27百万円

(海外子会社)

工場新設 2億7百万円

押出生産・加工設備 2億85百万円

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、 拡充

(当社坂井工場)

精密化工工場新設

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、米中貿易摩擦に端を発した中国経済の減速や、英国のEUからの「合意なき離脱」の現実味等により、依然先行きが不透明な状況にあります。また、国内では運送業界における人手不足とガソリン価格の上昇基調により、運送費の更なる高騰が懸念されます。

事業別に見ますと、当社グループが軸足を置く建築資材事業では、重要な指標となります新設住宅着工戸数において、長年下支えをしてきた貸家が少子高齢化による空室率の増加や、世帯数の頭打ち等の需要減により前年割れが続いており、また本年10月からの消費増税も加味すると、今後当市場が成長に転ずることは容易ではないと想定しております。一方で、建築に携わる職人不足に対応する省力化工法や、生活スタイルの変化に伴う住まいに求められる性能や機能の高度化および多様化により、従来の枠を超えた新たなニーズが生み出されることが想定されます。

産業資材事業では、国内市場は縮小に向かう中で、プレーヤーは自社の持つ固有の技術に磨きをかけるとともに、事業領域の拡大を図り、従来の垣根を越えて、生き残りをかけた新たな競争が激化しております。

海外においては、為替の急激な変動によるリスクがあるものの、当グループが市場としておりますアメリカとASEANは当面成長が見込めるとみております。

このような環境下、当社グループは、第5次中期経営計画の基本方針に則り、事業毎に定めた成長分野に対し設定した具体的施策を確実に実行することで、外部環境の変化にも負けない新たな価値を創造し、持続的な利益創出に努める所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社グループは、第84期よりスタートした中期経営計画「Vision 2019 CHALLENGE & CHANGE 目指せ100年企業!」のもと、3つの基本方針に則り、具体的な施策を進めてまいります。

中計2年目となる第85期については、下記のような取り組みを行ってまいりました。

1. 成長分野への積極展開

フクビベトナムの新工場建設やフェノバボード事業の譲受、精密事業部の新工場建設等をはじめ、成長分野を対象とした積極的な経営資源の投入に努めてまいりました。

2. 生産性向上による利益の創造

中計当初より組成した組織横断PJや各本部と中計委員会の連動により、今まで実現しきれなかった原価低減の活動をすすめてまいりました。

3. 挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

社員各階層での新たな研修制度が始まりました。また、評価基準の明確化と目標達成に対する適正評価を目的とした、新たな昇格制度をスタートさせています。

中計最終年度となる第86期は、これらの取り組みの総仕上げの時期であり、引き続き上記の基本方針の定着化を図り、更に一段上のステップに踏み出す基礎固めの年度となれるよう、「CHALLENGE&CHANGE」を強力で推し進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第82期	第83期	第84期	第85期
		(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(平成30年3月期)	(当連結会計年度) (平成31年3月期)
売上高	(百万円)	38,714	39,690	40,177	41,010
経常利益	(百万円)	1,520	1,593	1,581	1,978
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	933	1,144	1,315	1,346
1株当たり当期純利益	(円)	45.26	55.49	63.79	65.30
総資産	(百万円)	44,849	46,221	48,266	48,386
純資産	(百万円)	27,578	29,037	30,623	30,983

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第84期については遡及処理後の数値を記載しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区分	期別	第82期	第83期	第84期	第85期(当期)
		(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(平成30年3月期)	(平成31年3月期)
売上高	(百万円)	36,265	37,013	36,826	38,382
経常利益	(百万円)	1,415	1,468	1,428	1,891
当期純利益	(百万円)	852	1,041	1,127	1,331
1株当たり当期純利益	(円)	41.33	50.48	54.67	64.54
総資産	(百万円)	42,096	42,777	44,320	44,714
純資産	(百万円)	25,244	26,261	27,452	28,012

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第84期については遡及処理後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成31年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
リフォジュール株式会社	30百万円	90.0%	天井材、内装材および木粉入り樹脂建材の施工並びに販売
フクビハウジング株式会社	200百万円	71.0%	建築・土木資材の製造、加工および販売
アリス化学株式会社	15百万円	100.0%	FRP(繊維強化プラスチック)製品の製造および販売
フクビ岡山株式会社	100百万円	100.0%	フェノールフォーム断熱ボードの製造
FUKUVI USA,INC.	5百万米ドル	75.9%	プラスチック製品並びにその他素材を含むこれらに付帯関連する製品の製造、仕入および販売
FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.	7百万米ドル	86.7%	プラスチック製品並びにアルミ製品の製造、加工および販売
FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	2百万 タイバーツ	49.0%	タイ国の関係会社に対する経営管理全般
FUKUVI (THAILAND) CO., LTD.	70百万 タイバーツ	74.0% (25.0%)	建築資材・産業資材の製造および販売

- (注) 1. 出資比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。
2. 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で記載しております。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な営業所および工場 (平成31年3月31日現在)

①当社	本社	福井県
	支店	東京、大阪、名古屋、福岡、札幌
	営業所	盛岡、仙台、新潟、宇都宮、東関東(茨城県)、北関東(埼玉県)、西東京(東京都)、神奈川、京都、岡山、広島、高松、鹿児島、静岡、北陸(福井県)
	出張所	沖縄
	工場	本社(福井県福井市)、坂井(福井県坂井市)、三方(福井県三方上中郡)、あわらバイオマス(福井県あわら市)、岐阜加工センター(岐阜県各務原市)

(注) 平成31年3月31日をもって東関東営業所を閉鎖し、平成31年4月1日より千葉出張所を開設いたしました。

②子会社	リフォジュール株式会社	福井県
	フクビハウジング株式会社	岩手県
	アリス化学株式会社	福井県
	フクビ岡山株式会社	岡山県
	FUKUVI USA, INC.	米国オハイオ州
	FUKUVI VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省
	FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
	FUKUVI (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

(8) 従業員の状況 (平成31年3月31日現在)

①企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
建築資材	528 [87]
産業資材	319 [56]
全社 (共通)	103 [11]
合 計	950 [154]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) は、提出会社の総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

②当社の状況

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
722 [100]	40.8	18.2	5,904,053

セグメントの名称	従業員数(名)
建築資材	419 [57]
産業資材	200 [32]
全社 (共通)	103 [11]
合 計	722 [100]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成31年3月31日現在)

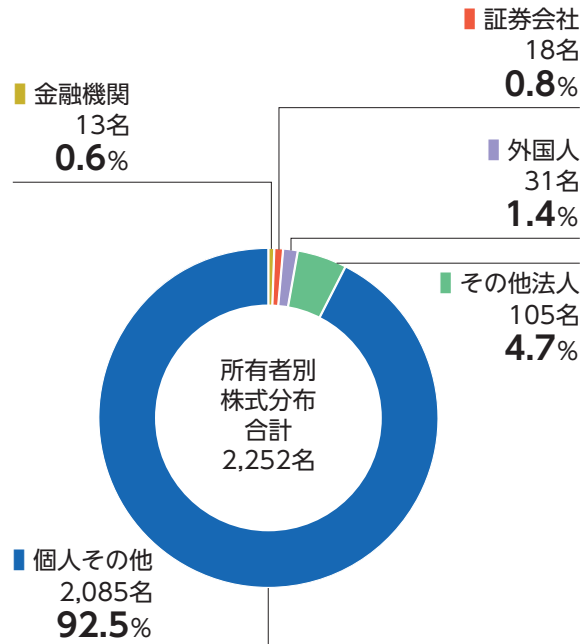
- (1) 発行可能株式総数 63,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,615,547株
(自己株式72,878株を除く)
- (3) 株主数 2,252名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社八木熊	2,574,140	12.49
長瀬産業株式会社	2,464,308	11.95
三井化学株式会社	2,001,885	9.71
三井物産プラスチック株式会社	983,220	4.77
株式会社福井銀行	710,300	3.45
昭和興産株式会社	669,573	3.25
株式会社北陸銀行	624,900	3.03
八木誠一郎	610,703	2.96
蝶理株式会社	600,382	2.91
八木信二郎	540,581	2.62

(注) 1. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成31年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
八木 誠一郎	代表取締役 社長執行役員	リフォジュール株式会社 代表取締役会長 フクビハウジング株式会社 代表取締役会長 アリス化学株式会社 代表取締役会長 フクビ岡山株式会社 代表取締役会長 FUKUVI USA,INC. 取締役 FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. 会長 FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD. 取締役 FUKUVI (THAILAND) CO., LTD. 取締役
采野 進	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐 兼 開発本部管掌 兼 精密事業部管掌
大畑 忠	代表取締役 専務執行役員	生産統括本部長
岩淵 滋	取締役	群栄化学工業株式会社 社外取締役
奥島 孝康	取締役	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外監査役 白鷗大学学長 (公財)ボーイスカウト日本連盟 理事長 (公財)パブリックヘルスリサーチセンター 理事長 (特非)富士山クラブ 会長 (公財)大川情報通信基金 理事長
越部 実	取締役	
大野 繁	取締役執行役員	営業本部長 兼 営業本部 中日本営業部長
加川 潤一	取締役執行役員	生産統括本部 副本部長 兼 生産企画管理部長 兼 本社工場長 兼 商品物流管理部管掌
柴田 寿裕	取締役執行役員	企画管理本部長
豊嶋 雅子	取締役執行役員	企画管理本部 副本部長 兼 品質保証本部管掌
高畑 慎一郎	常勤監査役	
玉井 三千雄	監査役	あおぞら経営税理士法人代表社員
藪原 孝夫	監査役	藪原孝夫税理士事務所

- (注) 1. 取締役岩淵滋、奥島孝康および越部実の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役玉井三千雄および藪原孝夫の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役岩淵滋、奥島孝康および越部実の各氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。

- 当社は、監査役玉井三千雄および藪原孝夫の両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。
- 監査役玉井三千雄氏は公認会計士の資格を有しており、また藪原孝夫氏は税理士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当事業年度中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
長谷川 弘照	取締役執行役員	平成30年6月14日
嶋田 康弘	取締役執行役員	平成30年6月14日

- 平成31年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の会社における地位	異動後の担当
大畑 忠	代表取締役 専務執行役員	生産統括本部長 兼 資材部長
大野 繁	取締役 執行役員	営業本部長
加川 潤一	取締役 執行役員	生産統括本部 副本部長 兼 商品物流管理部 管掌

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数(人)	報酬等の総額 (百万円)	役員退職慰労引当金繰入額		
			基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	役員退職慰労金
取締役 (社外取締役を除く)	9	176	144	30	2
監査役 (社外監査役を除く)	1	13	13	1	—
社外取締役	3	8	8	—	—
社外監査役	2	5	5	—	—

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
3. 上記の役員退職慰労金には、当事業年度および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額を除いております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名		兼職先法人等	兼職の内容	関係
社外取締役	岩淵	滋	群栄化学工業株式会社	社外取締役	なし
社外取締役	奥島	孝康	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 白鷗大学 (公財)ボーイスカウト日本連盟 (公財)パブリックヘルスリサーチセンター (特非)富士山クラブ (公財)大川情報通信基金	社外監査役 学長 理事長 理事長 会長 理事長	なし
社外取締役	越部	実			
社外監査役	玉井	三千雄	あおぞら経営税理士法人	代表社員	なし
社外監査役	藪原	孝夫	藪原孝夫税理士事務所		なし

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名		主な活動状況
社外取締役	岩淵	滋	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行っております。
社外取締役	奥島	孝康	当事業年度開催の取締役会5回のうち4回に出席し、大学元総長、法学博士としての豊富な識見から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行っております。
社外取締役	越部	実	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行っております。
社外監査役	玉井	三千雄	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	藪原	孝夫	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しており、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 当社では、他の日程と重なる等でやむを得ず取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

22百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22百万円

- (注) 1. 当監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監

査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
- ②取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。
- ③取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則（東京証券取引所）に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。
- ④重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。
- ⑤職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、監査部門担当役員が同室長として、その業務を管掌します。
- ②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないか確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。
- ③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。

- ④内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程（「与信管理規程」、「経理規程」等）、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。
- ⑤リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。
- ⑥自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「安全衛生緊急事態対応実施規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を招集のうえ、決定します。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。
- ②企画管理本部経営企画部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。
- ③常務会は、常勤の取締役および監査役をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検するとともに、経営の重要事項（取締役会付議事項を除く。）について機関決定を行います。
- ④業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項についてはすべて取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- ⑤日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

(4) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を企画管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。
- ②全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、企画管理本部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、その責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築します。
- ③「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、遵法マインドの醸成を図ります。
- ④万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。
- ⑤コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびに内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- ⑥独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。
- ⑦反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

(5)－1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、企画管理本部経営企画部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、関連の所管本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
- ②国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
- ③海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月、行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

(5)－2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部監査室は、内部監査に関する取決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
- ②内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③また、企画管理本部経営企画部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。

(5)－3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定の行える経営環境を整備しています。
- ②業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社企画管理本部経営企画部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。

③営業本部、生産統括本部、品質保証本部および企画管理本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるように助言、指導、支援に努めています。

(5)－4. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役および従業員の法令遵守の状況を定期的に点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。
- ②当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、定期的な内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を3名以上配置します。
- ②内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も確認して決定します。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令下に置かれています。
- ②監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。

(8) 監査役職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①内部監査人としての内部監査室を、監査役職務を補助すべき部署と位置付けています。
- ②監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(9)－1. 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制

- ①取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。
- ②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - A. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - B. 当社の子会社の監査役および内部監査部門の活動状況
 - C. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - D. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - E. 内部通報制度の運用および通報の内容
 - F. 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ③内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその惧れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。

(9)－2. 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①内部通報制度（ホットライン）は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、責任担当である当社総務部長は、監査役、内部監査室長および企画管理本部長に報告を行います。
- ②子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、企画管理本部長およびリスク統括部長は、

半期毎に情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定しています。
- ②また、万一、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を就業規則に従って処分します。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払います。
- ②年度予算は、監査役の職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役の位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。
- ②会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準”に明記されている監査役および内部監査人（当社では、内部監査室が該当部署）の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。
- ③一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研磨に努めます。

- ④監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。
- ⑤監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況

- ①コンプライアンス担当役員である企画管理本部管掌取締役の責任のもと作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全従業員に配付するとともに、適切な研修体制を構築して遵法精神の徹底を図っています。
- ②コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に資するべく、「コンプライアンス・チェックリスト」による自己点検を毎年定期的を実施し、各部門ごとの活動状況の把握とともに、継続的な活動の推進を図っています。
- ③また、内部通報体制については、内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口を設け、全従業員に周知を図っています。同時に、通報者のプライバシーを厳重に保護するとともに、通報行為を理由として不利益を課さないことを規定して運用しています。

(2) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

- ①内部監査室は、金融商品取引法に基づく内部統制の独立的評価を実施するとともに、別途、往査にて業務監査および内部統制監査を行い、それらの結果を定期的に、または危険の内容の程度によって直ちに、当社の代表取締役社長に報告を行うほか、監査関連部門連絡会（企画管理本部長、リスク統括部長、監査役等が出席）で情報共有を図っています。
- ②リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、取締役会、常務会等で報告しています。
なお、四半期ごとに総合リスク管理報告を関係者に配信することにより、リスクが顕在化する前にリスクの兆候を察知し必要な措置を講じるよう注意喚起を促しています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

- ①中期経営計画を年度計画に落とし込み、常務会および経営戦略会議で進捗を管理しています。
- ②取締役会規程により定められている付議事項は、すべて取締役会で審議しており、その際には必要な資料を事前に全役員に配布しています。
- ③日常の職務執行に際しては、適切に権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行しています。

(4) 子会社を含む当社グループにおける業務の適正を確保するための取組みの状況

- ①企画管理本部が子会社を統括的に管理しています。
- ②国内および海外の子会社社長は、年に一度開催される全社部門長会議にて、年度方針と計画を発表しています。
- ③国内子会社の社長は、毎月の業績および重要な経営課題を月例の常務会にて報告しています。また、海外子会社の社長は、上記の報告を当社の代表取締役社長、窓口であるグローバル事業推進室ならびに他関連部門長宛てに毎月、行っています。
- ④当社の代表取締役社長および内部監査室等は、現地ミーティングまたは監査を通じて、海外子会社の職務の執行状況把握に努めています。
- ⑤営業本部、生産統括本部、品質保証本部および企画管理本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を積極的に把握し、必要に応じて指導、支援に努めています。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

- ①監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、これにアドバイザーとして顧問1名を加えた形で定期的開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。
- ②また、監査役は、代表取締役社長、内部監査室長および企画管理本部長ならびに会計監査人と定期的に会合し、監査情報の共有を図るとともに、内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っています。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

とはいえ、大規模買付行為の中には、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるもの、③会社経営を支配した後に当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等からみて、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとはいえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(2)－1. 当社における企業価値向上への取組み

企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する」、「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。

今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化していくために、新中期経営計画（平成30年3月期～令和2年3月期）を策定いたしました。

当中期経営計画では「新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する」「一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す」というグループビジョンを掲げ、これらを実現すべく3つの基本方針を策定しています。

- ①成長分野への積極展開
- ②生産性向上による利益の創造
- ③挑戦と変革を実現する経営基盤の確立

当社グループは、上記諸施策を推進することで100年企業への基盤づくりを行い、更には、地域・社会に貢献する経営を継続することで、常にステークホルダーに信頼され、選ばれ続ける企業を目指します。

(2)ー2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、さらに、企業経営を通じて地域に貢献するなどの企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

- ①意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
- ②監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
- ③内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
- ④役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

<会社の機関の基本説明>

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任し、関係会社を含む個別の事業部門および重要特命事項を執行役員を含む幹部社員が一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、平成31年3月31日現在、社外取締役3名を含む10名で構成されており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

<会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況>

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、毎月開催され、決議機能を有する常務会にも監査役が出席することにより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しておりますが、執行役員は常務会にオブザーバーとして出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および一部執行役員による経営戦略会議（戦略確認、実施方針協議）を開催し、情報の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムの構築を図るため、代表取締役社長直属の機関として内部監査室（専任の従業員を3名以上配置）を設置いたしております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置付けており、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を企画管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプライアンス・マニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修・朝礼等を通じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおり

ます。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を企画管理本部に設置しております。内部監査室はリスク統括部と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより抽出されたリスクの中から、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるリスクを選定し、その対策および効果を監視・検証しております。

このほかにも、職務権限規程や業務分掌規程等の組織規程やリスク管理規程の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、かつ向上させることを目的として、議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為者に対し、情報開示など事前に定めたルールが守られない場合に一定の対抗措置をとることを定めた対応策（以下、「本プラン」という。）を導入することをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

本プランの詳細につきましては、以下の当社ホームページにてご確認ください。

<https://www.fukuvi.co.jp/>

(4) 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(4)－1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社取締役会における会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同利益の尊重を前提としており、本プランはこの基本方針に沿って策定されています。具体的には、大規模買付時のルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応策、株主および投資家の皆様に与える影響、独立

委員会の設置と権限、ならびに本プランの有効期間等を規定しています。

本プランは、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要十分かつ適切な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。真に、当社の会社経営に参加する意思を持ち、当社企業価値の持続的かつ安定的な向上を目的とする者であれば、他の多くの同種のプランと同様の内容であり、受け入れできるものであると考えます。

従いまして、本プランは、会社支配に関する基本方針の考えに沿うものであると考えます。

(4)－2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、大規模買付者が出現した場合に、①大規模買付者の身元、②大規模買付行為の目的、方法および内容、③大規模買付行為完了後に意図する当社企業価値の持続的かつ安定的な向上策等に関する情報の提供を受けるとともに、当社取締役会が意見の提供あるいは代替案の提示を行うために必要な時間を確保し、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報を提供することを主たる目的としております。従いまして、本プランの実施により、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断が可能となりますので、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本プランの発効ならびに更新は、当社株主の皆様の承認を条件としており、また、当社株主の皆様の意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社の株主の共同利益を損なわないことを担保していると考えます。

(4)－3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

第一に、本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の

変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。この指針は、企業買収に対する過剰防衛を防止するとともに、企業買収および企業社会の公正なルールの形成を促すために策定されたものです。

第二に、本プランは、大規模買付者に賛同するか否かの判断は最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという大原則に則り、大規模買付者に対する大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動は、当社株主全体の共同利益を確保するために必要と判断される場合に限定されます。この担保のため、本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合の合理的かつ客観的な要件を予め詳細に開示しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

第三に、本プランには3年の有効期間が定められており、取締役会が単独で有効期間の更新を行うことはできず、更新する場合には株主の皆様の承認を要することとしています。なお、有効期間内であっても、本プランを取締役会の決議により廃止することが可能となっております。

第四に、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置等を検討し決定する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を当社取締役会は最大限尊重するものとされています。更に、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることもできます。

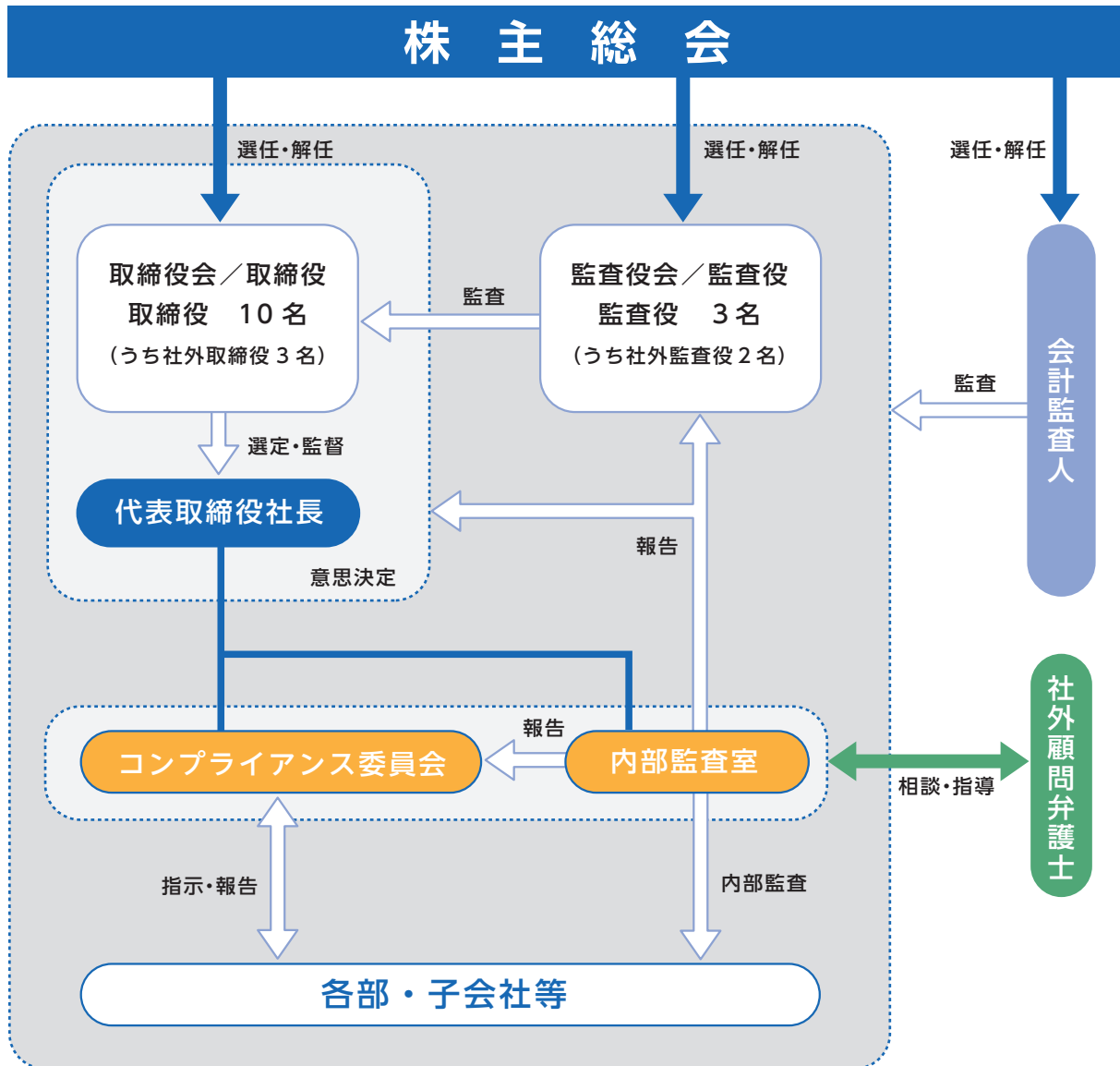
このように、本プランは、政府が企業買収に対する過剰防衛を防止するために策定した上記指針等に準拠している一方、当社取締役会による適正な運用を担保するための十分な手続きを掲示しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明白であると考えております。

(ご参考)

上記は当事業年度末の方針を記載しております。

「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）の有効期限は、令和元年6月19日開催の第85期定時株主総会（以下「本総会」といいます）の終結の時までとなっておりますが、当社は令和元年5月14日開催の取締役会において、本プランを更新せず、本総会終結の時をもってこれを廃止することを決議しております。

 コーポレート・ガバナンス体制



- 招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	9,064	支払手形及び買掛金	12,477
受取手形及び売掛金	15,345	短期借入金	322
電子記録債権	3,112	リース債務	240
有価証券	40	未払金	220
商品及び製品	3,199	未払法人税等	416
仕掛品	762	未払費用	1,310
原材料及び貯蔵品	1,157	賞与引当金	564
未収入金	1,083	その他	488
その他	122	流動負債合計	16,037
貸倒引当金	△0		
流動資産合計	33,883		
固定資産		固定負債	
有形固定資産		リース債務	471
建物及び構築物	3,444	繰延税金負債	525
機械装置及び運搬具	1,940	役員退職慰労引当金	325
工具器具及び備品	244	退職給付に係る負債	46
土地	1,919	固定負債合計	1,366
リース資産	495	負債合計	17,403
建設仮勘定	147		
有形固定資産合計	8,190	(純資産の部)	
無形固定資産		株主資本	
特許権	18	資本金	2,194
リース資産	163	資本剰余金	1,511
その他	26	利益剰余金	25,393
無形固定資産合計	207	自己株式	△36
投資その他の資産		株主資本合計	29,062
投資有価証券	3,378	その他の包括利益累計額	
長期前払費用	217	その他有価証券評価差額金	1,011
退職給付に係る資産	2,204	為替換算調整勘定	52
繰延税金資産	61	退職給付に係る調整累計額	280
その他	244	その他の包括利益累計額合計	1,343
投資その他の資産合計	6,106	非支配株主持分	579
固定資産合計	14,503	純資産合計	30,983
資産の部合計	48,386	負債及び純資産の部合計	48,386

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(平成30年 4月 1日から
平成31年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		41,010
売上原価		29,700
売上総利益		11,310
販売費及び一般管理費		9,544
営業利益		1,766
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	108	
固定資産賃貸料	41	
その他	129	278
営業外費用		
支払利息	5	
為替差損	13	
その他	50	67
経常利益		1,978
特別利益		
保険差益	7	
受取保険金	28	
その他	1	35
特別損失		
固定資産除却損	13	
固定資産圧縮損	26	
保険差損	20	
その他	0	58
税金等調整前当期純利益		1,954
法人税、住民税及び事業税	640	
法人税等調整額	△37	603
当期純利益		1,352
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		1,346

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(44,714)	(負債の部)	(16,702)
流動資産	29,047	流動負債	15,640
現金及び預金	5,409	支払手形	5,720
受取手形	1,355	買掛金	6,846
売掛金	13,568	短期借入金	100
電子記録債権	3,041	リース債務	222
有価証券	40	未払金	228
商品及び製品	2,804	未払費用	1,176
仕掛品	622	未払法人税等	328
原材料及び貯蔵品	830	預り金	97
前払費用	78	賞与引当金	550
未収入金	1,263	その他	374
その他	39		
固定資産	15,667	固定負債	1,062
有形固定資産	6,739	リース債務	395
建物	2,774	繰延税金負債	352
構築物	177	役員退職慰労引当金	315
機械及び装置	1,374		
車両及び運搬具	7		
工具器具及び備品	209	(純資産の部)	(28,012)
土地	1,684	株主資本	27,002
リース資産	415	資本金	2,194
建設仮勘定	98	資本剰余金	1,511
無形固定資産	180	資本準備金	1,511
リース資産	156	利益剰余金	23,333
その他	23	利益準備金	465
投資その他の資産	8,749	その他利益剰余金	22,868
投資有価証券	3,375	技術開発積立金	110
関係会社株式	1,465	買換資産圧縮積立金	56
出資金	9	配当平均積立金	62
関係会社出資金	263	別途積立金	10,000
関係会社長期貸付金	1,692	繰越利益剰余金	12,640
長期前払費用	49	自己株式	△36
前払年金費用	1,801	評価・換算差額等	1,011
その他	225	その他有価証券評価差額金	1,011
貸倒引当金	△131		
資産の部合計	44,714	負債及び純資産の部合計	44,714

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(平成30年 4月 1日から
平成31年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		38,382
売上原価		27,757
売上総利益		10,625
販売費及び一般管理費		8,993
営業利益		1,632
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	150	
その他	159	334
営業外費用		
支払利息	1	
貸倒引当金繰入	31	
その他	43	75
経常利益		1,891
特別利益		
受取保険金	28	
その他	1	29
特別損失		
固定資産除却損	8	
固定資産圧縮損	26	
子会社株式評価損	12	
保険差損	20	
その他	0	66
税引前当期純利益		1,854
法人税、住民税及び事業税	546	
法人税等調整額	△22	523
当期純利益		1,331

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 山本 栄一 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

 フクビ化学工業株式会社
 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
 指定有限責任社員 公認会計士 山本 栄一 ㊟
 業務執行社員
 指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊟
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月14日

フクビ化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 高 畑 慎 一 郎 ㊟

社外監査役 玉 井 三 千 雄 ㊟

社外監査役 藪 原 孝 夫 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時 令和元年6月19日(水曜日)
午前10時(受付開始予定時刻 午前9時)

開催会場 福井市中央1丁目4番8号
ユアーズホテルフクイ 4階 芙蓉の間 電話:(0776)25-3200

※昨年までと会場が異なりますので、くれぐれもご注意ください。



交通のご案内

JR福井駅(西口)より徒歩約2分

お車 下記の駐車場をご利用ください

- ① 福井駅西口地下駐車場：入口は放送会館前です。
ユアーズホテルフクイ地下2階に連結しています。
- ② パーク23：入口は福井中央郵便局前です。
- ③ サカエパーキング：福井西武本館の南側にございます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

